平成２３年（フ）第３０４号
神戸市北区星和台２丁目51番地の１
債務者　東　　久輝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１号
広島市安佐南区川内２丁目34番17―102号
コーポ原Ⅰ
債務者　仁賀木伸明
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　るみ
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６号
宮崎市福島町２丁目78番地
債務者　佐保　照子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３号
函館市本通２丁目13番４号
債務者　小川　幸喜
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
北海道北斗市七重浜５丁目３番20号コーポ幸Ⅱ106
債務者　山田　晴美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町市場1546番地33
債務者　出師　澄利
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
奈良県橿原市大久保町290番地　明日香荘
債務者　柳瀬初美こと　柳瀬　初美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
奈良県香芝市関屋390番地の９
債務者　川人　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
奈良県大和高田市昭和町８番13―405号、住民票上の住所奈良県奈良市桂木町16番304号
債務者　濵田　昌彦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１112、前住所奈良県天理市柳本町36番地47
債務者　西村　幸司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１112
債務者　西村　博美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
奈良県御所市大字幸町27番地の15
債務者　松川　寛孝
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手119番地の１サニーコートⅡ―202
債務者　池田　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
奈良県宇陀市大字陀区下竹18―４　松本ハイツ３号、住民票上の住所奈良県吉野郡東吉野村大字谷尻473番地
債務者　福岡美千代
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
和歌山県田辺市天神崎22番１号
債務者　岡庭　一総
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２３号
秋田県湯沢市裏門１丁目６番７号
債務者　井上　　巴
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
秋田地方裁判所横手支部